

社団法人 京都府臨床検査技師会定款

# 社団法人 京都府臨床検査技師会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人京都府臨床検査技師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市上京区千本竹屋町東入主税町910番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、衛生思想の普及啓もう及び健康の増進と併せ、臨床検査の技術の向上を図るとともに、地域医療に協力参加し、もって府民の医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の普及啓もう
- (2) 臨床検査学に関する調査研究及び広報活動
- (3) 学術的な集会及び講習会の開催
- (4) 検査精度管理に関する調査研究及び指導
- (5) 地方公共団体が行う地域保健事業への協力
- (6) 医療関係団体及び学術団体との交流
- (7) 会誌その他の印刷物の発行
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 臨床検査技師の国家試験受験資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

(会費)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員は、総会に於いて別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員になろうとするものは、入会申込書に總會において別に定める入会金を添えて、会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、前項の入会申込書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとする時は、会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは解散した時又は正会員が第5条第1号に規定する資格を喪失した時は、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、總會に於いて出席正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会費を1年以上納入しないとき

(2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

(種別及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人以下

(3) 理事(会長及び副会長を含む。以下同じ) 15人以上 19人以内

(4) 監事 2人

2 役員は、總會において、正会員の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねる事ができない。

(職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任される事ができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号の一つに該当する場合は、総会に於いて出席正会員の4分の3以上の議決により、これを解任する事ができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問)

第15条 この法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて会長に意見を具申する。

#### 第4章 会 議

(種別)

第16条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

第18条 監事は、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

(機能)

第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

- 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年5月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第21条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、会長が、緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由の為、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数または理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

### (経費の支弁)

第29条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (予算及び決算)

第30条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、理事会の議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出を行うことができる。
- 3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (会計年度)

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第32条 この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得、京都府知事の認可を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得

なければならない。

- 3 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経、京都府知事の許可を得てこの法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第7章 雑 則

(委任)

第34条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

- 附 則
- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
  - 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず昭和61年3月31日までとする。
  - 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第1項第1号及び同条第2項第2号並びに第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
  - 4 この法人の設立当初の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。
  - 5 この法人の設立許可のあった日の前日において京都府臨床検査技師会の正会員又は賛助会員であったものは、第7条第1項の規定にかかわらず、この法人の会員となるものとし、同項の入会金は、納入されたものとみなす。
  - 6 平成17年11月 一部改正